

問1 労働者が使用対等な立場で交渉するために認められた、団結権・団体交渉権・団体行動権の3つの権利をまとめて何という？

1. 団体行動権 2. 団体交渉権 3. 労働三権 4. 団結権

問2 公務員による不法行為で損害を受けた際に、国や地方公共団体に対して賠償を求める権利を何という？

1. 裁判を受ける権利 2. 損害賠償請求権 3. 刑事補償請求権 4. 国家賠償請求権

問3 不当な逮捕や勾留を禁止し、刑事手続きにおいて正当なプロセスを保障する権利を何という？

1. 経済活動の自由 2. 社会権 3. 身体の自由 4. 精神の自由

問4 労働者が人間らしく働くために認められた、団結権・団体交渉権・団体行動権の総称を何という？

1. 勤労の権利 2. 生存権 3. 教育を受ける権利 4. 労働三権

問5 日本国憲法において、思想・良心の自由や表現の自由が含まれる、民主主義社会を支える最も重要な権利の体系を何という？

1. 精神の自由 2. 社会権 3. 身体の自由 4. 経済活動の自由

問6 居住や移転の自由、職業選択の自由、私有財産権などを含む、個人の経済活動を保障する権利を何という？

1. 身体の自由 2. 経済活動の自由 3. 精神の自由 4. 社会権

問7 すべての国民が法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく受けることができる権利を何という？

1. 生存権 2. 勤労の権利 3. 労働基本権 4. 教育を受ける権利

問8 人権が侵害された際に、裁判所を通じて国に対して是正を求める権利を何という？

1. 刑事補償請求権 2. 裁判を受ける権利 3. 損害賠償請求権 4. 国家賠償請求権

問9 個人の人権を行使する際に、日本国憲法第12条や第13条で定められている責任を何という？

1. 公共の福祉 2. 法の下での平等 3. 表現の自由 4. 信教の自由

問10 日本国憲法の理念に基づき、教育の目的や方針を具体的に定めた法律を何という？

1. 教育基本法 2. 学校教育法 3. 地方教育行政法 4. 日本国憲法

問11 日本国憲法において、国民が選挙権などを用いて政治に参加する権利の総称を何という？

1. 国政参加権 2. 直接請求権 3. 国民審査 4. 選挙権

問12 経済的に生活が困難な人に対し、国が生活費を給付する仕組みを何という？

1. 公衆衛生 2. 社会福祉 3. 社会保険 4. 公的扶助

問13 団結権・団体交渉権・団体行動権の3つをあわせて何という？

1. 労働組合法 2. 労働三権 3. 労働基準法 4. 労働関係調整法

問14 職場における採用や昇進での差別をなくし、男女の機会均等を図るための法律を何という？

1. 男女共同参画社会基本法 2. 障害者差別解消法 3. 男女雇用機会均等法 4. 法の下での平等

問15 日本国憲法第14条で定められている、人種、信条、性別、社会的身分などによる差別を禁止する原則を何という？

1. 両性の本質的平等 2. 男女雇用機会均等法 3. 法の下での平等 4. 障害者差別解消法

問16 警察官や消防職員などの公務員が、公務の公共性の高さから制限を受けている権利を何という？

1. 争議権 2. 労働基本権 3. 団体交渉権 4. 団結権

答え合わせ・解説

問1	答え 3 労働三権	労働三権は、労働組合を作る「団結権」、使用者と話し合う「団体交渉権」、ストライキを行う「団体行動権」の3つです。日本国憲法第28条により保障されており、労働者の地位向上に大きく寄与しています。
問2	答え 4 国家賠償請求権	憲法第17条に規定されており、公務員が職務を行う際に、故意や過失によって他人の権利を侵害した場合、国や地方公共団体は損害を賠償する責任を負います。被害を受けた国民の権利を回復するための重要な請求権の一つです。
問3	答え 3 身体の自由	身体の自由には、適正手続きの保障（罪刑法定主義）、令状主義、黙秘権、弁護人依頼権などが含まれます。警察などの捜査機関が人を逮捕する場合、裁判官の発する令状が必要です。また、強制的な拷問の禁止や、疑わしきは罰せずの原則などもこの権利に含まれます。
問4	答え 4 労働三権	団結権は労働組合を結成する権利、団体交渉権は使用者と賃金や労働条件について交渉する権利、団体行動権（争議権）はストライキなどを行う権利です。これらにより、労働者は使用者と対等に渡り合う力を持ち、労働環境の改善を勝ち取ることができます。
問5	答え 1 精神の自由	精神の自由には、思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、学問の自由が含まれます。これらは自分自身の考えを持ち、それを外部に発表し、他者と議論する権利であり、民主的な社会を築くために不可欠なものです。国家からの不当な干渉を排除し、個人が自律的に生きるための基盤となります。
問6	答え 2 経済活動の自由	住居・移転の自由、職業選択の自由、財産権の不可侵が主な内容です。しかし、これらは無制限ではありません。例えば、環境保全や公衆衛生のために営業が制限されることや、土地収用などの公共の福祉に基づく制限が行われることがあります。個人の利益と公共の利益の調和が重視されます。
問7	答え 4 教育を受ける権利	憲法第26条に規定されており、義務教育は無償とされています。すべての国民が、経済的な理由などで差別されず、その能力に合わせて教育を受ける権利を持っています。国は公立学校の整備や奨学金制度などを通じて、この権利を実現する義務を負っています。
問8	答え 2 裁判を受ける権利	裁判を受ける権利は、裁判を受ける機会を奪われないことを保障します。また、無罪の推定や公平な裁判所での公開裁判など、適正な手続きを受ける権利も含んでいます。これにより、国や他者による不当な侵害から個人を守ります。
問9	答え 1 公共の福祉	公共の福祉とは、社会全体が円滑に機能し、一人ひとりの人権が等しく尊重されるための調整原理です。憲法で人権が保障されているからといって、無制限に主張して良いわけではなく、常に社会全体との調和が求められます。
問10	答え 1 教育基本法	日本国憲法の教育を受ける権利を具体化するため、教育の目的、機会均等の原則、無償教育などの基本方針を定めています。教育のあり方を示す最も重要な法律であり、日本の学校教育の根幹を成しています。
問11	答え 1 国政参加権	国政参加権には、選挙権、被選挙権、国民審査権などが含まれます。国民は代表者を選ぶことで間接的に政治に参加し、また自分たちが直接的に政策の是非を判断する権利も持っています。これらは、国民が政治の主体者として国家運営を監督するための重要な手段です。
問12	答え 4 公的扶助	公的扶助は、生活保護制度などが代表例です。自力で生活することが困難な国民に対し、国や自治体が税金を財源として金銭やサービスを提供します。個人の尊厳を守り、格差による影響を抑えるための社会保障の要となる仕組みです。
問13	答え 2 労働三権	団結権（労働組合を作る）、団体交渉権（雇用主と賃金などを交渉する）、団体行動権（ストライキなどの争議を行う）の3つです。憲法第28条により保障されており、労働者の生活と権利を守るために極めて重要な手段となっています。
問14	答え 3 男女雇用機会均等法	1985年に制定された法律で、採用、昇進、配置、教育訓練などにおいて性別を理由とした差別を禁止しています。また、セクシャルハラスメントの防止措置や、妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いの禁止も定められています。
問15	答え 3 法の下での平等	法の下での平等は、すべての国民が法律の前で平等であることを意味します。これは単に法律が同じであることだけでなく、社会的な偏見に基づく差別的な扱いを許さないという理念を含みます。ただし、性別や年齢などに基づく「合理的差別」については、平等原則に反しないとされる場合もあります。
問16	答え 1 争議権	労働三権の一つである団体行動権（争議権）は、本来は労働者の正当な権利です。しかし、公務員のうち公共性の高い職務に就く者については、国民の生命や安全を守るために、法律で争議権の行使が制限されています。